

工事完成払代金の債権譲渡に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、旭川市（以下「市」という。）が発注する建設工事の請負契約において、請負人が完成工事未収入金の早期解消、資金調達を目的として、市に対して有する工事請負契約の支払請求権を売掛債権の買取業務を行う金融機関等に債権譲渡しようとするものについて、旭川市建設工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）第5条第1項ただし書の規定に基づく承諾をする場合等の事務取扱に関し必要な事項を定めるものとする。

(債権譲渡の承諾の対象)

第2条 債権譲渡の承諾の対象は、契約約款第31条第2項の検査に合格し、工事目的物の引渡し完了した建設工事に係る請負代金の支払請求権とする。

(譲渡債権の金額)

第3条 譲渡債権の金額は、請負代金額から前払金、中間前払金及び部分払金の支払額を控除した金額（請負人の履行遅滞の場合における損害金その他相殺すべき債務がある場合は、これを相殺した後の金額）の範囲内の額であり、かつ1,000万円以上であることとする。

(債権譲渡先)

第4条 債権譲渡に係る債権の譲渡先は、預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第1項に規定する金融機関でなければならない。ただし、市長が認める場合は、他の金融機関等を債権譲渡先とすることができるものとする。

(債権譲渡承諾の依頼)

第5条 債権譲渡の承諾を受けようとする請負人は、債権譲渡先と共同して債権譲渡承諾依頼書（様式1。以下「承諾依頼書」という。）3通を作成し、市長に依頼しなければならない。この場合において、請負人が共同企業体である場合は、代表者及び他の構成員の連名で債権譲渡先と共同して依頼しなければならない。

(債権譲渡の承諾基準)

第6条 市長は、次に掲げる要件の全てが満たされていることを確認した場合に、債権譲渡を承諾するものとする。

- (1) 債権譲渡の目的が請負人の資金調達の円滑化であること。
- (2) 譲渡に係る債権が第三者による差押等を受けていないこと。

- (3) 譲渡に係る債権に質権等の権利が設定されていないこと。
- (4) 譲渡に係る債権が未だ他に譲渡されていないこと。
- (5) その他債権譲渡の承諾に不適當な事由がないこと。

(債権譲渡の承諾手続)

第7条 市長は、請負人から第5条に基づく承諾依頼書を受理した日から7日以内（旭川市の休日定める条例（平成5年旭川市条例第3号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）に債権譲渡承諾書（様式1）により承諾するものとする。この場合、債権譲渡承諾書2通を請負人に交付するものとする。

2 市長は、前項の承諾を行った場合は、債権譲渡整理簿（様式2）により承諾状況等を管理するものとする。

3 市長は、承諾の要件が満たされていることが確認できない場合は、速やかに承諾しない旨及びその理由を記載した債権譲渡不承諾通知書（様式3）2通を請負人に交付するものとする。

(譲渡債権の請求)

第8条 債権譲渡を受けた譲受人は、譲渡債権の支払を請求するときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 請求書
- (2) 市長の押印がなされた債権譲渡承諾書の写し
- (3) 債権譲渡契約証書の写し

附 則

この要領は、平成28年3月1日以後に引渡し完了した工事に係る債権から適用する。

債権譲渡承諾依頼書

令和 年 月 日

(宛先) 旭 川 市 長

譲 渡 人 住所
(請 負 人) 氏名 印

譲 受 人 住所
(金融機関等) 氏名 印

譲渡人が旭川市に対して有する下記の債権を譲受人に譲渡したいので、旭川市建設工事請負契約約款第5条第1項ただし書の規定に基づき、承諾されるよう依頼します。
なお、同約款第42条に規定するかし担保責任は、当然のことながら譲渡人に留保されることを申し添えます。

記

【譲渡債権の表示】

工 事 名	
工 事 場 所	
契 約 締 結 日	
引 渡 し 年 月 日	
譲 渡 債 権 の 金 額 (支払予定金額)	

【譲渡債権の金額（支払予定金額）の算出】

工事請負代金額(A)	
前払金受領済額(B)	
中間前払金受領済額(C)	
部分払金受領済額(D)	
工事請負代金受領済額(E=B+C+D)	
履行遅滞における損害金等(F)	
譲渡債権の金額(G=A-E-F)	

注1 譲渡人の押印は、契約書に使用した印によること。
2 「譲渡債権の金額（支払予定金額）」と「譲渡債権の金額(G=A-E-F)」の金額を一致させること。

確定日付欄	承諾番号

(様式2)

令和年度債権譲渡整理簿

承諾 番号	申請 年月日	承諾 年月日	工 事 名	請 負 人	請 負 額	債権譲渡金額	債権譲渡先	工事担当課	予算課	備考

注1：整理簿は、総務部契約課に備え置く。

注2：整理簿中の債務全てが消滅した時点の属する年度を完結年度とする。

注3：承諾番号は、承諾した年度(年号)を表す2桁の数字と承諾順による2桁の通し番号を組み合わせた4桁の数字とする。(平成28年度に最初に承諾した場合は、2801となる。)

(様式3)

債權讓渡不承諾通知書

旭 契 第 号
令和 年 月 日

(請負人) 様

(金融機関等) 様

旭川市長 印

令和 年 月 日に提出された債権譲渡承諾依頼書については、下記の理由により承諾できません。

記

- 1 (1) 工事名
- (2) 工事場所
- (3) 契約締結日 令和 年 月 日
- 2 承諾しない理由